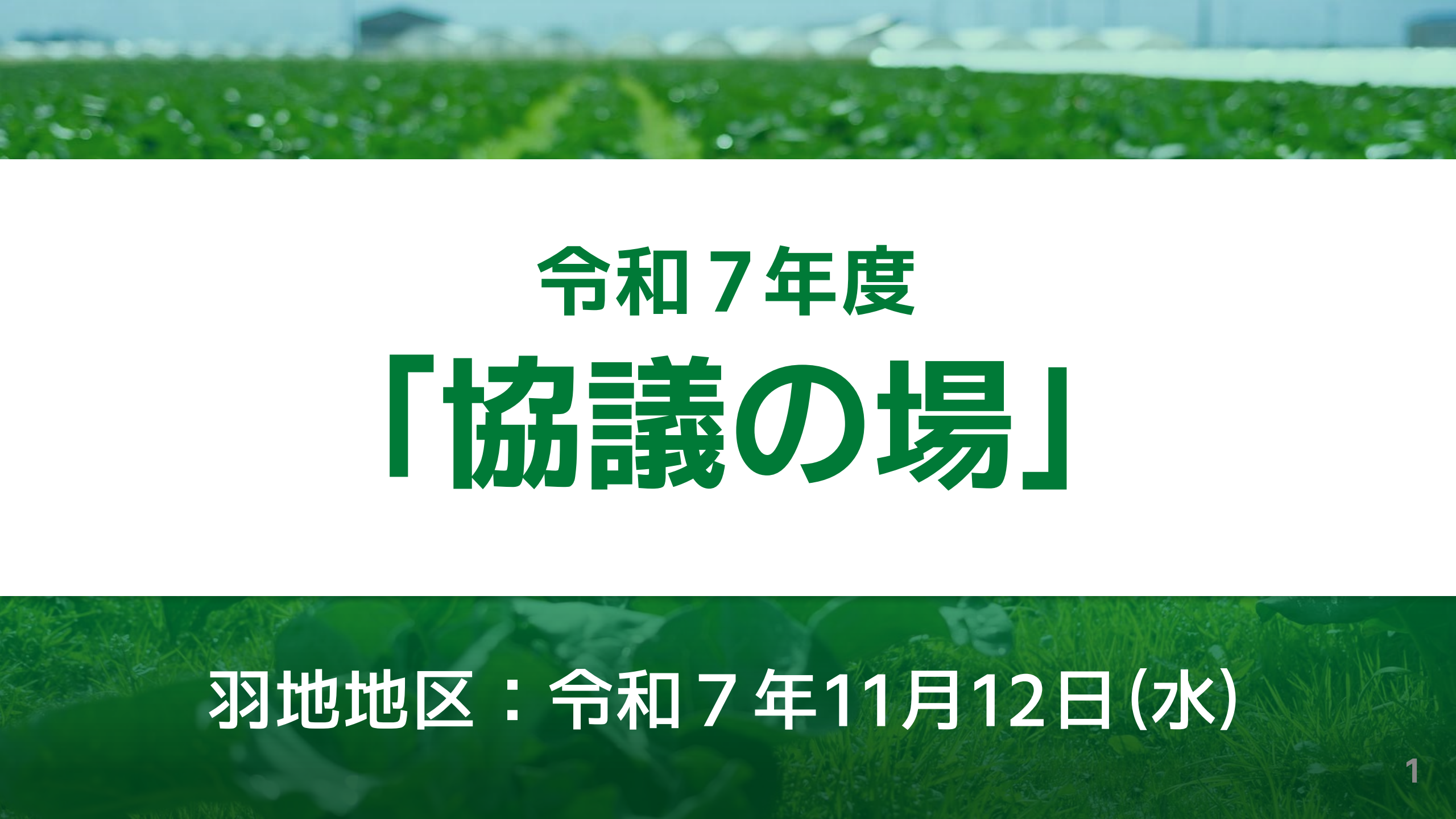




令和7年度 「協議の場」

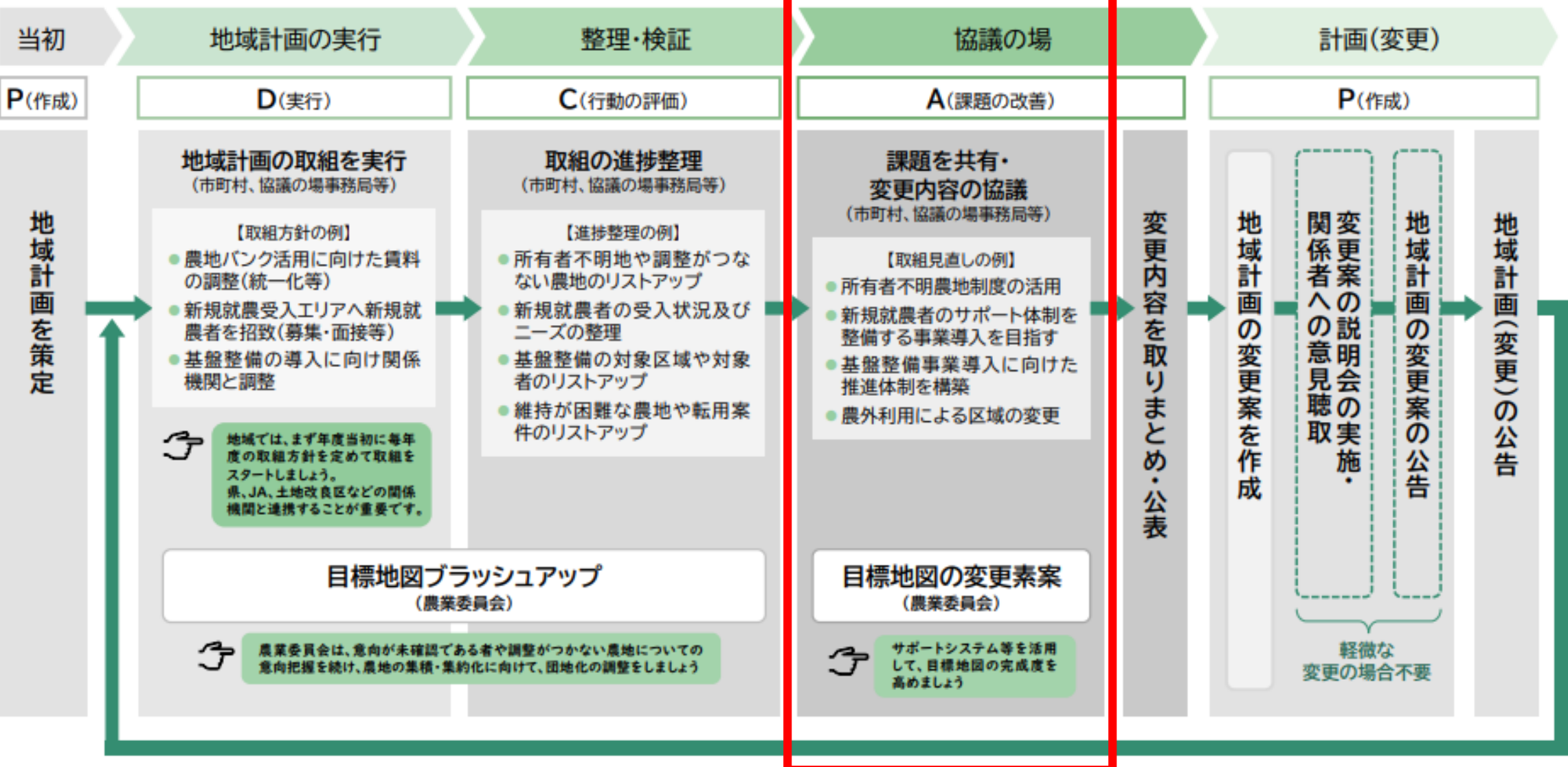
羽地地区：令和7年11月12日(水)

地域計画変更までのスケジュール

名護市(R7)

11月

3月31日まで



本日のテーマ

「今後地域農業を どうしていきたいか」

＊大テーマであり、今後も継続して
話し合いが必要になる

1. 地域の課題(以下を中心に)について 共通認識を持つ

- ▶ 後継者不足
- ▶ 農業用水や農道等の整備
- ▶ 遊休地(違反)解消

2. 目標地図の作成

- ▶ 地域計画エリアの検討
- ▶ 新たな農地の貸し借り
- ▶ 今後使いたい農地

じゃあ色づけしたら、どうなる??

- ❗ その農地を耕作する人がいなくなった場合、耕作者の第一候補となる
- ❗ 目標地図を通して所有者に意向を知ってもらえる機会がある

地図に色づけしたとしても…

⚠ **権利設定を確定・確約するものではない。**(あくまで「目標」)

⚠ **所有者の意向もある**
(所有者が借りる人・買う人を特定することがある)

様々な事業の要件に
**「地域計画に
位置付けられていること」**
が入っている
(詳細は事業ごとに異なる)

名護市遊休農地対策補助金

条件

- ・ 農地が地域計画エリア内
- ・ 受け手が地域計画に位置付けられた者
(今後確実に位置づけられる者)
- ・ 促進計画で10年間以上の貸し借りをする
- ・ 他の交付金を受けていない

補助

1年間の賃料(名護市の平均賃料9.08円 / m²)



地図を見ながら
話し合いをはじめてください

- ① **地域計画エリア**
(地域計画エリア内・外)
- ② **目標地図への位置付け**

**本日の話し合いの結果をもとにしていい
でしょうか？**



今後の流れ

1. 「協議の場」のとりまとめ・公表

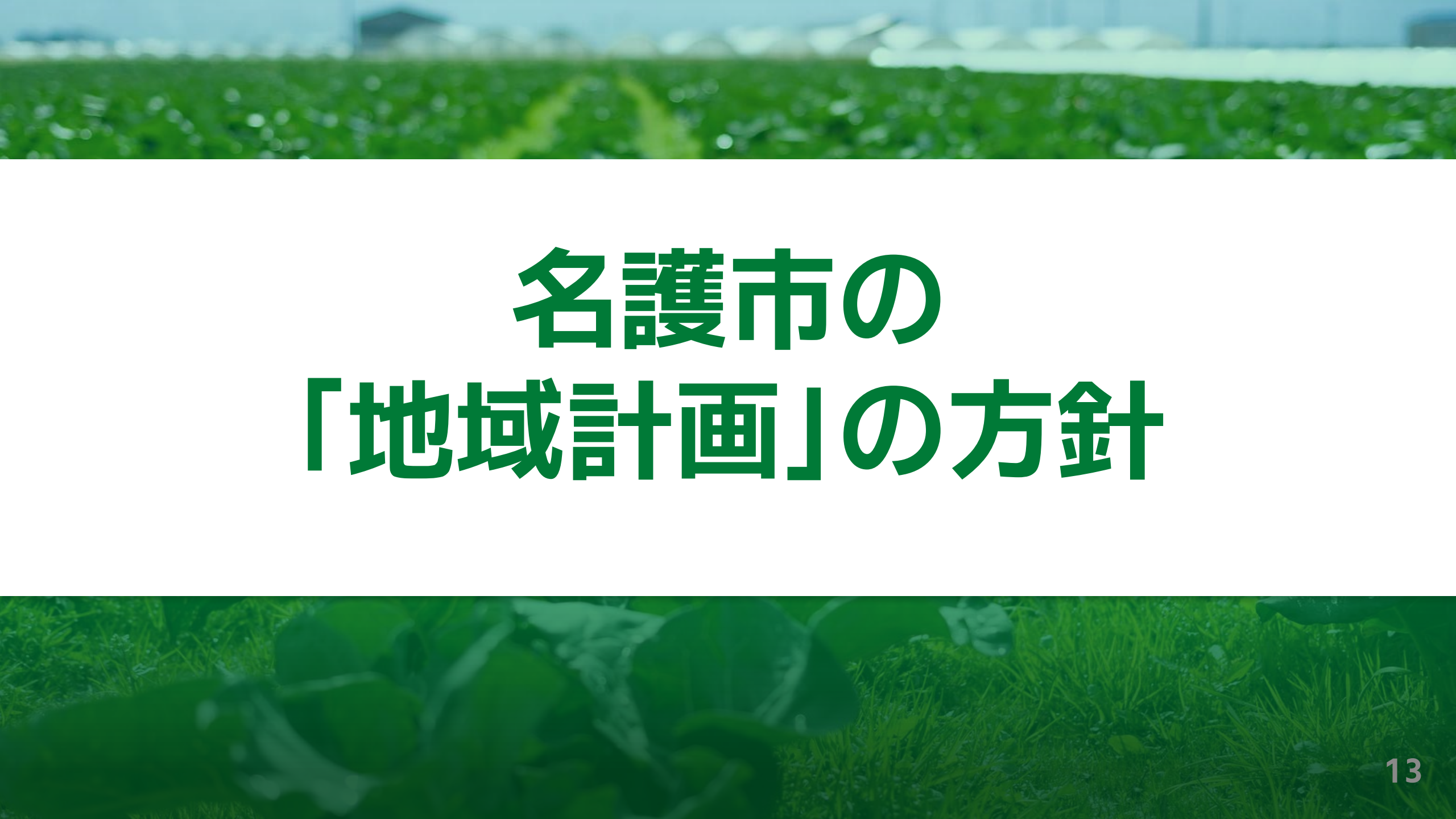
2. 地域計画案公告

関係機関への意見聴取 公告縦覧

3. 地域計画公告

地域計画は、「協議の場」＋関係機関の意見を踏まえて変更されます





名護市の 「地域計画」の方針

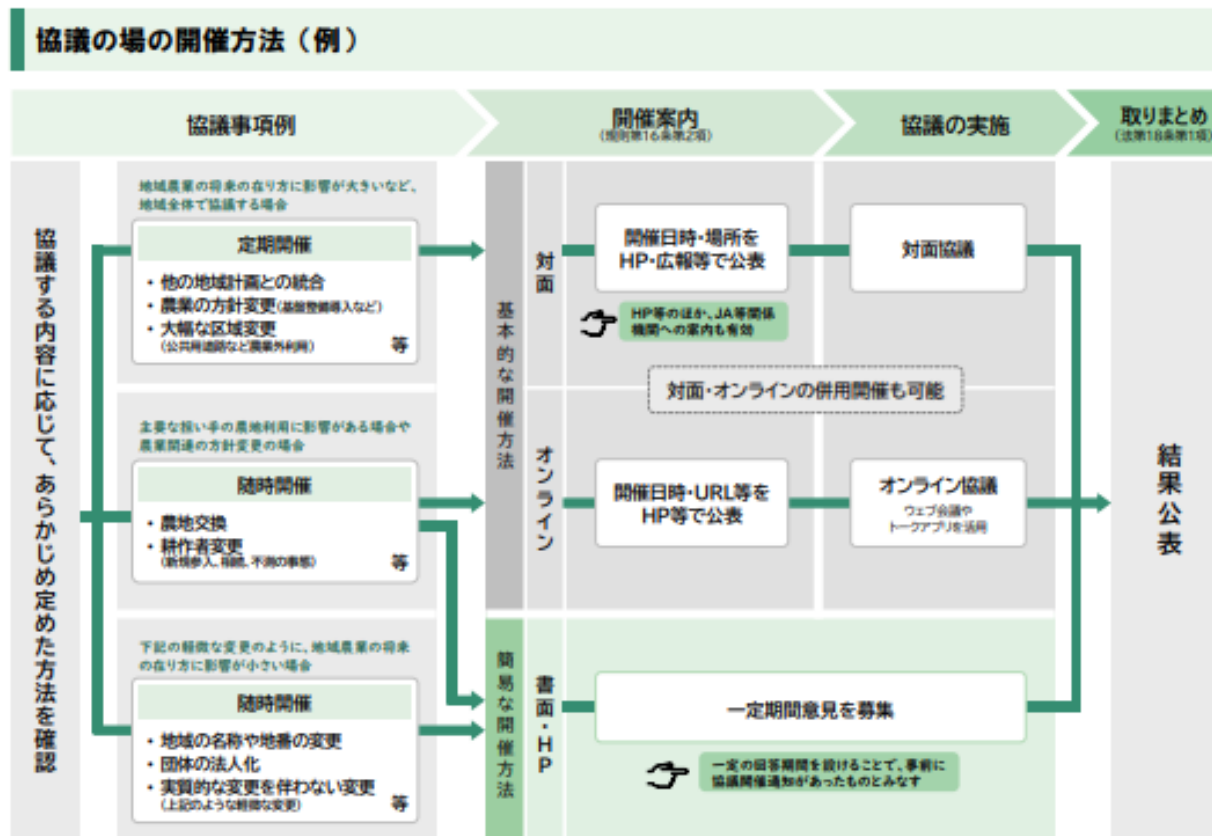
地域計画変更方法

1. 基本的な開催

地域での話し合い

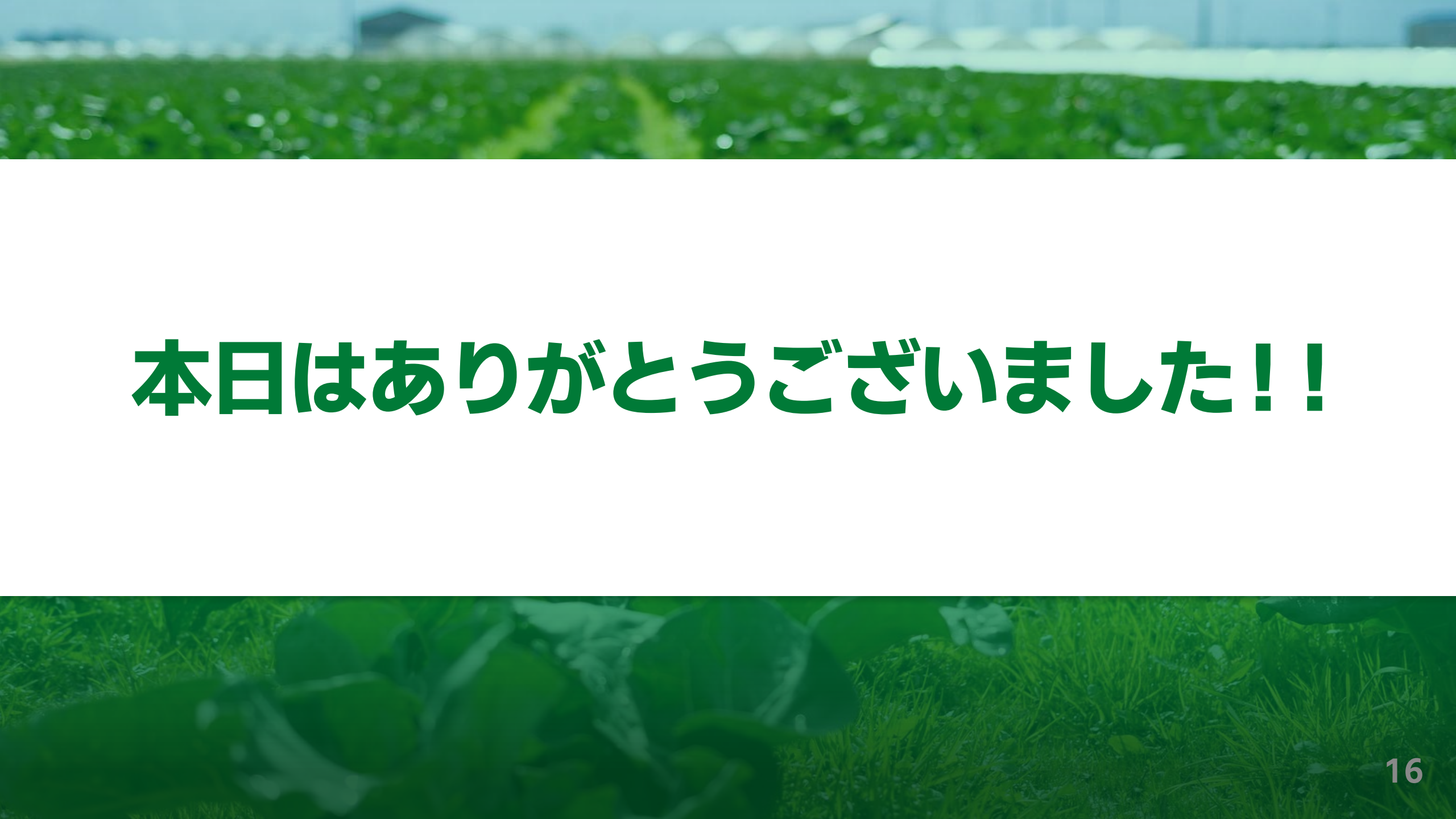
2. 簡易な開催

書面、HPなど



地域計画は地域が考えていくもの！

- 一律で年に一回、基本的な開催(話し合い)をするのは今年度まで
- 地域から声が上がれば、都度開催は可能
(ただし、協議の内容は地域で考える)
- R8年度以降は特に何もなければ簡易な方法で変更していく



本日はありがとうございました！！